

「論点の柱立て」についての委員のご意見

* 整理の都合上、重複して掲載しているものがある。

「簡素で効率的な政府」における公務の範囲及びそれを担う従事者の類型化とそれぞれの在り方

公務の範囲

公務の範囲は、それぞれの時代、それぞれの国の政治が決めるべき事柄であって、政治の決定によって公務の範囲は拡大することもあるし、縮小することもある。公務と民間との境目は定かではなく、相互乗り入れしている。指定管理者制度や官民競争入札で一層公務と民間の棲み分けはあいまいになってくるのではないかと。民の方が成熟して、公務員がやっていた仕事を民に任せるという方向にきている。それでも官として残していくべき業務の内容は今後どうあるべきか検討すべき。「公務員が担う業務だから公務」という従来の考え方は、現状では矛盾がある。「公務とは、公務員とは、公共サービスとは」という本質的議論が必要。行政法では、公権力の行使というのも、法律で定めれば国民がそれを選択したものとして私人に委ねることもできるとなっている。福祉国家、積極行政のもとでふくらんできたものについては、本当に公務員でなければいけないかという部分がある。公務は、営利企業に任せては利潤が上げられないが、国民にとって必要不可欠なものを税金で賄う形で公務員がそれを実施するという性格の業務。非正規雇用が非常に増えているが、公務員の範囲をここで決めないと議論がばらばらになる。非正規雇用の実態をきちっと出していただいて、公務の範囲はどこまでかという話をまずすべき。

公務員とそれ以外による公務の分担

公務の担い手が多様化する中で公務員以外の従事者が担う業務であっても、その業務自身が、私経済的な範囲でないものであれば、それは公務ということになる。行政法では、公権力の行使というのも、法律で定めれば国民がそれを選択したものとして私人に委ねることもできるとなっている。福祉国家、積極行政のもとでふくらんできたものについては、本当に公務員でなければいけないかという部分がある。公共サービスについて、民間やNPOが担ってもいいが、「市場化テスト」「指定管理者制度」等によるサービスを受ける側の市民、国民からの評価を重視すべき。

公務員の類型化

(1) 公務員の類型化とその観点について

公務員というものを一本の集団としてこれからも議論し続けることの方がいいのか。戦前の日本やドイツ、あるいはイギリスなどでは、公務員にも種類がある。

公務の範囲について、あるべき姿を検討するというのではなく、公務を実際に担っている公務員の類型化を行い、そして労使関係の在り方を一体的に議論していくという進め方がいいのではないか。各委員から指摘された課題については、そうした類型化と労使関係のところの中に織り込んで論議をすべきではないか。

公務員の類型化の際、労使関係という視点から、類型化を考えることは賛成。

(2) 公務の範囲、公務員の類型化と労働基本権との関係

公務自体が現実的に縮小していくなれば、労働基本権問題の一つの解決になっていくのではないか。

公務員の種類、類型化については仕事の性質の違いによる分類と階層別による分類が考えられる。前者について、防衛庁職員、裁判官、警察職員、刑務官など特殊な領域については、基本権に関してILOのスタンダードに準拠して解決できるのではないか。それに対し、階層上、労働組合の組合員になる資格を持つ人と、そうでない人をどこの線で区分けするのかについては、これからの公務員制度に関わる根本的な問題点。管理職か、その他の職員かで区分けする方法は、あまり大きな問題を含まない解決方法ではないかと思うが、そういうことでいいのだろうかという疑問は必ずあり得る。この人たちは初めから組合員にはなるべき人たちではないという一群の公務員集団というものをつくるべきであるという考え方はあり得る。

公務員の現状とあるべき姿

(1) 実態について(総論的意見)

成績主義の原則など、運用実態が制度趣旨から乖離してしまっている。運用実態を法律の本来の制度趣旨に戻すような改革をしなければならないのかもしれない。場合によっては、法律自体を変えなければならないところもあるかもしれないが、法律どおりやれば、非常にいい制度かもしれない。そこのところを議論すべき。公務の問題は、民間と比較して制度が障害になっている面と、公務員が不当な立場に置かれている面がある。整理した上で、制度論の一方で、運用で実施できるものについて議論していく必要がある。

公務員と民間労働者というのは、ある意味では非常に似通ったシステムで存在している。解雇にしても、判例が蓄積していき、労働基準法の改正で解雇規制が民間の中にも入ってくる。また、実際に圧倒的に重要な役割を果たしているのは、労働基準法だ。法律で決められたことが、そのまま労働条件になっているという点では、ある意味で非常によく似ている。

(2) 公務員のあるべき姿

民間の労働者が、収益の分配やできるだけよい労働条件の下に仕事ができるように求めていく姿勢と、公務員が職務についてとるべき姿勢は違う。公務員になることを選択した人たちは、自分の仕事が国民に奉仕するというところに大きな価値を求め

て仕事をしているということも非常に大きな特性。

時代の必要性を満たすためのサービスの担い手は、労働市場から調達される。その価格に応じて調達できる労働力の質・量が決まってくることを意識しながら、公務員、公務サービスの在り方を考えるべき。

国民主権や財政民主主義が労使の交渉事や協約を縛っているという面もあるが、どういふ公務員を持つかということについて国民にも責任があるということも意味している。例えば、国民がもっと賃金を安くしてほしいということであれば、それなりの公務員から皆さんに公務サービスが提供されるし、あるいはもっといい公務サービスが欲しいということであれば、労働条件や仕組みを良くしなければいけない。それは最終的には、国民に責任が帰するものというのが民主主義の原則。

以上